

吹田市下水処理場等遠方監視運転操作維持管理業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 8 年 6 月 30 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名称 吹田市下水処理場等遠方監視運転操作維持管理業務
- 2 業務場所 吹田市南吹田 5 丁目 35 番 1 号ほか
- 3 履行期間 令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで
(※契約締結後、令和 8 年 9 月末までは業務引継ぎ期間とする。)
- 4 業務概要
 - (1) 南吹田下水処理場（水処理施設） 保守点検業務及び運転操作監視業務
 - (2) 南吹田下水処理場（汚泥処理施設） 保守点検業務及び運転操作監視業務
 - (3) 川面下水処理場 保守点検業務及び遠方運転操作監視業務
 - (4) 川園ポンプ場 保守点検業務及び遠方運転操作監視業務
 - (5) マンホールポンプ施設等 保守点検業務及び遠方監視業務（一部の設備においては遠方運転操作業務を含む）
- 5 入札の保証

入札の保証は免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 契約の保証

落札者は、以下に掲げるいずれかの方法により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。

 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
 - (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

7 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の競争入札参加有資格者名簿登載業者（物品等各種契約）であり、参加希望業種が施設管理であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札執行日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者又は同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (6) 共同企業体による参加者でないこと。
- (7) 下水道処理施設維持管理業者登録規程第 2 条に基づく登録を行い、本業務を締結する本社・支店又は営業所（商業登録済み）が大阪府内にあること。
- (8) 令和 3 年度以降において、日本国内にて下水道施設として下記の条件及び能力を有する施設の維持管理業務完了実績を有する者であること。ただし、当該実績は、業務が 1 年以上継続して行われ、かつこれを元請として受注し、完了したのものに限るものとし、共同企業体による場合は、代表者としてのものに限る。（この場合の実績値の算定は、受託実績に出資割合を乗じたものとする。）
 - ア 2,400 m³/分以上の総雨水排水能力、並びに 1 台当たり 600 m³/分以上の排水能力の雨水ポンプを有する施設。
 - イ 活性汚泥法を用い、1 日当たり 82,000 m³以上の処理能力を有する水処理施設。
 - ウ 1 時間当たり 900kg 以上の脱水能力を有する施設。
- (9) 下水道第 3 種技術検定又は、下水道管理技術認定試験（処理施設）に合格しており、業務の主たる任に当たる能力のあるもので、かつ別表 1、2 で定める経験を有する者を、各々必要人数、合計 18 名以上従業員として直接雇用し専任できる者。
- (10) 集中豪雨、台風等の緊急事態が発生した場合に備え、勤務に就いている者の他に複数名のバックアップ可能な人員を非常召集し、配置できる者であること。
- (11) 落札者となった場合、提出した配置予定専任技術者名簿の登載者に、契約後、速やかに本件業務の研修を履行場所にて受けさせ、9 月末日までに引継等を完了させることができる者であること。

また、業務実施に当たり必要な準備業務については、受託者の責任で実施することとし、本市は当該準備業務に係る費用を別に支払わない。

8 入札参加資格確認の申請

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2) に示す書類（以下「申請書等」という。）を持参又は郵送し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することはできない。

(2) 入札参加資格確認申請に必要な書類

ア 入札参加資格確認申請書【様式1】

イ 資料

(ア) 下水道処理施設維持管理業者登録規程第2条に基づく登録を行っていることを証する書類の写し

(イ) 入札参加資格の(8)に定める、直近5年間の下水道法第2条第6号に規定する終末処理場の維持管理業務の受託実績調書(発注者の押印のある履行証明書を添付すること。)【様式2, 3】

※ 受託実績が共同企業体によるものである場合は、自らが代表者であること及び出資比率を確認できる書類(協定書等)の写しを添付すること。

(ウ) 有資格者数一覧表【様式4】

(エ) 吹田市暴力団の排除等に関する条例に基づく誓約書【様式5】

(3) 申請書類の交付及び受付

申請書類は直接交付又は吹田市ホームページからダウンロードするものとし、郵送、宅配、電送等による交付はしない。

ア 交付期間

令和8年6月30日(火)から令和8年7月14日(火)まで(直接交付については土曜日・日曜日を除く午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)

イ 交付場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 高層棟6階 下水道部経営室

ウ 受付期間

令和8年6月30日(火)から令和8年7月14日(火)まで(直接持参については土曜日・日曜日を除く午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)

エ 受付場所

イと同じ

オ 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は下水道部経営室宛の一般書留または簡易書留によるものとし、上記受付期間に必着することを条件とする。

(4) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、返却しない。

ウ 提出された申請書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

エ 資料に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

オ 期限までに申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

9 入札参加資格確認の結果通知

令和8年7月21日（火）に電子メールにより通知するとともに、書面でも同日発送する。
なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。

10 設計図書等の交付

設計図書等は、書類審査の結果、参加資格を有すると認められた者に対し、上記結果通知とともに電子メールにて交付する。

11 設計図書等に関する質疑及び回答

(1) 電子メールにより質疑を受け付けることとし、質疑がない場合も「質疑なし」として必ず送信すること。また、送信後は必ず電話による送達確認を行うこと。

ア 受付期限 令和8年7月24日（金） 午後5時

イ 質疑宛先 メールアドレス gesuisom@city.suita.osaka.jp

電話番号 06-6384-2011（直通）

(2) 入札参加資格を有すると認められた全ての者に対し、質疑の内容及びその回答を電子メールにより令和8年7月29日（水）午後5時までに通知する。質疑がなかった場合は、「質疑なし」として通知する。

12 入札の日時、場所

(1) 入札日時 令和8年8月3日（月） 午前10時30分（時間厳守）

(2) 入札場所 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市役所 低層棟3階 入札室

13 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

14 入札の辞退

入札を辞退する場合は、上記入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

15 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

16 入札の無効

- (1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札。
- (2) 入札心得に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札。
- (3) 参加資格確認申請に必要な証拠書類を提出しない者がした入札。
- (4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた等、参加資格を欠いた者がした入札。
- (5) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者又は同要領別表に掲げる措置要件に該当した者がした入札。

17 落札候補者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。
- (2) 最低の価格で入札した者が複数ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者を決定する。ただし、当該入札者はくじを辞退することはできない。
- (3) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。

18 落札者の決定

- (1) 落札候補者については、開札後に下記の書類を速やかに提出するものとし、その書類審査を行い確認した結果、適格者を落札者として決定する。

ア 提出書類

- (ア) 配置予定専任技術者名簿（配置予定専任技術者の資格等を証する書面の写しを添付すること。）【様式6】
- (イ) 積算内訳書（様式は問わないものとする。）

イ 提出期限

令和8年8月5日（水） 正午

ウ 提出場所

吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市役所 高層棟6階 下水道部経営室

- (2) 確認の結果不適格となった場合は、次順位者を落札候補者として同様の書類審査を行う。以降、順次書類審査を行い落札者を決定する。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。

19 契約予定日 令和8年8月26日（水）

20 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の（１）から（４）までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- （１）吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- （２）吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- （３）吹田市下水処理場等遠方監視運転操作維持管理業務入札心得書第 11 条第 11 号に該当する行為があったと認められるとき
- （４）正当な理由がなく、本市に提出すべき契約書等の契約に必要な関係書類を提出しないとき

21 その他

- （１）入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- （２）入札参加者は、この実施要領のほか、吹田市財務規則、吹田市下水処理場等遠方監視運転操作維持管理業務入札心得書及び仕様書の内容を承認のうえ、入札を行うこと。
- （３）本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

22 業務引継

落札者となった場合、受託者の負担において、配置予定従事者に、契約後速やかに本件業務の研修を履行場所にて受けさせ、9 月末日までに引継等を完了させること。

また、業務実施にあたり必要な準備業務については、受託者の責任で実施し、吹田市は当該業務に係る費用を負担しない。

23 問い合わせ先

吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号
吹田市役所 高層棟 6 階 下水道部経営室
電話 06-6384-2011（直通）

(別表1)

有 資 格 者 一 覧

必要な資格者		業務名	南吹田 下水処理場	川面 下水処理場	川園 ポンプ場	マンホール ポンプ等
入札参加技術者要件	業務総括責任者	(配置予定者)	1人	—	—	—
	副総括	(配置予定者)	3人	1人	1人	1人
	主任	(配置予定者)	8人	1人	1人	1人
有資格者	下水道法施行令第15条の3による資格を有する者		12人以上	2人以上	2人以上	—
	電気主任技術者(3種以上)		2人以上			—
	危険物取扱者(甲種または乙種4類)		1人以上	1人以上	1人以上	—
	クレーン・デリック運転士(床上運転式クレーン限定可)		1人以上	1人以上	1人以上	—
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者		—	—	—	1人以上
	第1種電気工事士または認定電気工事従事者		1人以上	1人以上	1人以上	—
	玉掛技能講習修了者		1人以上	1人以上	1人以上	1人以上
	アーク溶接特別教育修了者		1人以上	1人以上	1人以上	—
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者		1人以上	1人以上	1人以上	1人以上
	特定化学物質等作業主任者技能講習修了者		1人以上	1人以上	—	—
	消防設備点検資格者(第1種及び第2種)または消防設備士(甲種または乙種第4類及び乙種第6類)		1人以上	—	—	—
	消防設備点検資格者(第1種)または消防設備士(乙種第6類)		—	—	1人以上	—
エネルギー管理員講習修了者		1人以上	—	—	—	

(別表2)

業務総括責任者、副総括及び配置予定技術者に係る用語の定義

業務総括責任者、副総括及び配置予定技術者に係る用語の定義は下記による。

<p>業務 総括 責任 者</p>	<p>下水道第3種技術検定又は、下水道管理技術認定試験（処理施設）の合格者であり、下記のア～ウのいずれかに該当する者。</p> <p>ア 大学で所定の課程を修了し、卒業後13年以上の業務経験を有する者。かつ、8年以上処理場の運転管理について実務経験を有する者。</p> <p>イ 短期大学若しくは高等専門学校で所定の課程を修了し、卒業後15年以上の業務経験を有する者。かつ、8年以上処理場の運転管理について実務経験を有する者。</p> <p>ウ 高等学校で所定の課程を修了し、卒業後17年以上の業務経験を有する者。かつ、8年以上処理場の運転管理について実務経験を有する者。</p>
<p>副 総 括</p>	<p>下水道第3種技術検定又は、下水道管理技術認定試験（処理施設）の合格者であり、下記のア～ウのいずれかに該当する者。</p> <p>ア 大学で所定の課程を修了し、卒業後8年以上の業務経験を有する者。かつ、7年以上処理場・ポンプ場の運転管理について実務経験を有する者。</p> <p>イ 短期大学若しくは高等専門学校で所定の課程を修了し、卒業後10年以上の業務経験を有する者。かつ、7年以上処理場・ポンプ場の運転管理について実務経験を有する者。</p> <p>ウ 高等学校で所定の課程を修了し、卒業後12年以上の業務経験を有する者。かつ、7年以上処理場・ポンプ場の運転管理について実務経験を有する者。</p>
<p>主 任</p>	<p>下水道第3種技術検定又は、下水道管理技術認定試験（処理施設）の合格者であり、下記のア～ウのいずれかに該当する者。</p> <p>ア 大学で所定の課程を修了し、卒業後5年以上の業務経験を有する者。かつ、5年以上処理場・ポンプ場の運転管理について実務経験を有する者。</p> <p>イ 短期大学若しくは高等専門学校で所定の課程を修了し、卒業後7年以上の業務経験を有する者。かつ、5年以上処理場・ポンプ場の運転管理について実務経験を有する者。</p> <p>ウ 高等学校で所定の課程を修了し、若しくは同等以上の知識及び技能を有する者で、卒業後9年以上の業務経験を有する者。かつ、5年以上処理場・ポンプ場の運転管理について実務経験を有する者。</p>
<p>技 術 員</p>	<p>下水道施設の運転操作点検整備及び軽微な修理、造作を行える者で、下記のア～オのいずれかに該当する者。</p> <p>ア 大学で所定の課程を修了し、下水道関連施設の実務経験を1年以上有する者。</p> <p>イ 短期大学若しくは高等専門学校で所定の課程を修了し、下水道関連施設の実務経験を2年以上有する者。</p> <p>ウ 高等学校で所定の課程を修了し、下水道関連施設の実務経験を3年以上有する者。</p> <p>エ 下水道関連施設の実務経験を5年以上有する者。</p> <p>オ 下水道法施行令第15条の3の規定による資格を有する者。</p>